

大型商業施設における立体横断施設の設計

目的・背景

昨今の郊外型ショッピングセンターの出店計画において、規模が大きく必要敷地面積が計画地の1街区内に確保できない場合があります。このような場合に複数の敷地間を連絡する手段が必要となり、新たに道路を建設することとなります。

民地内以外の公衆用道路や河川上に設ける連絡通路には管理者からの制約が付くため、関係諸機関との協議、設置条件のクリアが必要となります。

内容

本設計は、小河川およびその兩岸の道路により分断される2つの敷地において、それぞれ建設される商業施設の2階部分を連絡する上空通路を公共施設の立体横断施設（歩道橋）として設計を行ったものです。

商業施設の連絡通路としての機能が主ですが、河川兩岸の道路上に階段を接続し立体横断歩道橋として位置づけ、商業施設の閉店時にも通行可能としています。

これにより都市施設の道路・河川上に公益上必要な施設として設置を可能としました。

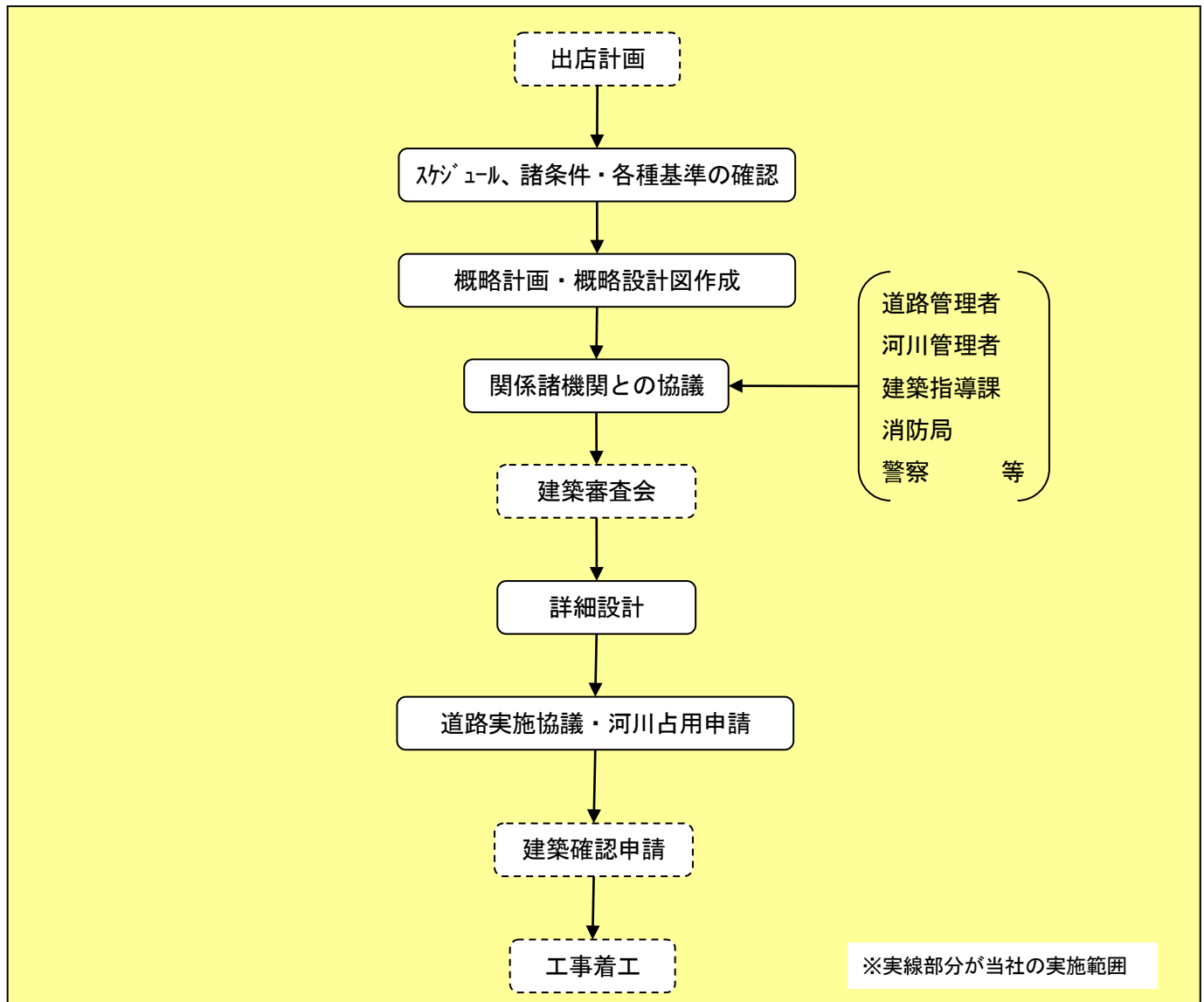
民間施設の連絡通路という観点から屋根は設けますが、消防設備を必要としない構造とするため、通路の両側は開放された構造としました。

技術ポイント（計画概要）

本設計を進めるに当たり、満たしておくべき技術的ポイントや計画上の問題点は以下のとおりです。

- ① 民間会社からの発注であり、開店日時が決まっているため、時間的余裕がほとんどないこと。
- ② 公共施設ではあるが、計画から工事まで民間により行い、完成後は道路管理者に引き継ぐため、計画、設計時に関係諸機関の確認、了承を得る必要があること。
- ③ 商業施設の平面・断面計画から決まる構造上の制約。
- ④ 都市施設（道路・河川）から決まる構造上の条件。
- ⑤ 道路施設ではあるが、屋根を設けるため建築物としても取り扱われる場合もあり、建築審査会の同意、建築確認申請が必要となったこと。
- ⑥ 福祉のまちづくり条例に適合するようにバリアフリーに配慮すること。

事業の流れ〔当社の実施範囲〕



完成イメージ



玉野総合コンサルタント株式会社

お問い合わせ先： 事業企画部 (TEL. 052-979-3960 / FAX. 052-979-3970)